

令和 8 年熊本地震に対応した消防設備士免状及び危険物取扱者免状の
再交付手数料の免除に関する取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第 2 条第 1 項に定める激甚災害に令和 8 年 8 月 7 日に指定された令和 8 年熊本地震により消防設備士免状又は危険物取扱者免状を喪失、破損等した被災者等に対する免状の再交付手数料に関して、高知県消防法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づく手数料の免除について必要な事項を定めるものとする。

(条例第 9 条の公益上特に必要があると認めたとき)

第 2 条 条例第 9 条の公益上特に必要があると認めたときは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 令和 8 年熊本地震による罹災証明書（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の 2 第 1 項に規定する罹災証明書をいう。以下同じ。）又は被災証明書（以下「罹災証明書等」という。）の交付を受けた消防設備士が消防法施行令（昭和36年政令第37号）第36条の 6 第 1 項の規定により消防設備士免状の再交付の申請を行う場合
- (2) 罹災証明書等の交付を受けた危険物取扱者が危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第35条第 1 項の規定により危険物取扱者免状の再交付の申請を行う場合

(条例第 9 条の規定による免除申請手続き)

- 第 3 条 条例第 9 条の規定により再交付手数料の免除を受けようとする者は、消防設備士免状書換・再交付申請書又は危険物取扱者免状書換・再交付申請書（以下「再交付等申請書」という。）に免除申請書（別記様式）及び罹災証明書等の写しを添付して知事に申請するものとする。
- 2 既に再交付手数料を納付して免状を交付された者で、条例第 9 条の規定により再交付手数料の免除を受けようとするものは、免除申請書に罹災証明書等の写しを添付して知事に申請するものとする。
 - 3 前項の申請があった場合において、消印済みの再交付等申請書を確認することができたときは、再交付の申請時に免除の申請があったものとみなす。この場合において、知事は、納付済みの再交付手数料を速やかに返還するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 8 月13日から施行し、令和 8 年 7 月28日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月31日限りその効力を失う。